

## 平成25年度事業報告書（概要）

障害者権利条約の締結は障害者に係る制度上歴史的な進展となりました。平成19年に署名し国内法の整備を優先してきた障害者権利条約は、法整備が一定の段階を迎えたことから、条約締結のための国会承認を経て、政府は昨年12月4日閣議において批准することを決定し、本年1月20日に国連へ批准書を寄託したことで、正式に条約締結国となりました。障害者権利条約は、障害のある人も他の人と同じように人権が尊重され、教育、労働、交通機関、建物の利用などあらゆる面で、差別されないことが定められています。締結国となったことで、今後、条約に反する法制度や条約の趣旨に合わない慣行、実態があれば改善する責任が生じてきます。批准はこれまで諸先輩が各分野において努力された結果であり、歴史的瞬間であります。しかし、批准はされたものの具体的な運用に当たっては課題もあることから、障害者権利条約の批准が、新たなスタートとしてより良い障害者施策の発展につながることを期待し、私たちも微力ながら支援したいと思います。

ワークサポート篠ノ井、ハートフル五明、はあてい若槻の3施設は、新法移行に伴う県の新体系定着支援事業助成金が終了する中で、効率的な施設運営に努めながら、篠ノ井施設としては高齢化及び地域移行等を見据えた施設体系への変換を目指した検討を行ってきました。そのほか、ワークサポート篠ノ井では本年1月から就労継続支援B型事業を開始しました。ハートフル五明では高齢化に伴う支援の係わりが増える中、その状況を考慮した対応に努めてきました。はあてい若槻では就労移行支援事業が定員不足により事業を休止しなくてはならない状況となりました。3施設とも利用される方の確保が課題となっています。

3施設の経営状況は、県の新体系定着支援事業補助金の終了により全体に減額となりましたが予定された経営状況となりました。

長野福祉工場の経営状況は、昨年と比べ改善はされたものの厳しい状況となりました。就労支援事業の印刷部門においては、全体売上はチラシ関係の増加により増加しましたが、一般印刷の売上が昨年より減少しており、引き続き営業力の強化が課題となっています。支出では事業計画にある経費削減について時間外勤務が増加するなど改善に至らず引き続き課題となっています。縫製部門は減収減益となりましたが諸経費の削減により改善はされたものの差損となりましたので、今後、更に加工高の向上に努めてまいります。

福祉事業活動は、雇用報奨金や訓練等給付費等収入の増加により、前年度と比べ差益は増加しました。